

# 社会福祉法人日辰会

## 虐待防止のための指針

### 1 当事業所内における虐待防止に関する基本的な考え方

ロータス授産センター及びヴィラ清川（以下、「事業所」という。）は、虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え  
または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行  
為をさせること。
- ③ 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差  
別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行  
うこと。
- ④ 放棄・放置 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の  
利用者の①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その  
他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に  
財産上の利益を得ること。

### 2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項)

事業所では、虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を組成します。

- ① 虐待防止委員会は、年に1回以上開催し、次のことを協議します。
  - ・虐待防止のための指針の整備に関すること。
  - ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
  - ・虐待防止について相談・報告できる体制整備に関すること。
  - ・職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるた  
めの方法に関すること。
  - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等を分析し、再発の確実な防止策に関するこ  
と。

- ・再発防止策を講じた場合に、その効果についての評価に関すること。

## ② 委員会の構成

本委員会の運営責任者は、管理者とし、虐待防止担当者は各施設のサービス管理責任者とします。その他、委員会の設置趣旨に照らしあわせ必要と認められる職員を選出して構成します。

③ 身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に開催します。

④ 会議の実施に当たっては、オンラインで開催する場合もあります。

## 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、参加者等を記録した会議録を作成し、保存します。

## 4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人および保護者からの虐待の通報があったときは、虐待防止対応マニュアルに基づき対処します。

また、職員は虐待を発見した場合、高齢者・障碍者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当者に通報します。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村並びに県に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村・県及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。

## 6 施設における虐待防止対応についての基本方針

(1)施設における虐待の種類を把握し、虐待防止マニュアルに基づき対応していきます。

(2)施設で虐待を発見した際の対応について、虐待を受けたと思われる者を発見し、生命または重大な危険が生じている場合は、速やかに市及び県に通報し、適切な対応をしていきます。

(3)虐待の対応方法について、事実確認、事情聴取、通知・改善計画の提出。話し合いの経緯を経て虐待防止対応マニュアルに基づき適切な対応をしていきます。

## **7 身体拘束の排除に関する基本方針**

身体拘束を防ぐためには、身体拘束禁止規定の周知だけでなく、身体拘束がもたらす数々の弊害や、拘束が拘束を生むという悪循環の実態などについて幅広く意識啓発を図る必要があり、「身体拘束はやむを得ない」や「廃止は不可能」といった固定観念や、認識を正していく努力が必要です。介護保険法及び障害者総合支援法では、例外的に身体拘束が容認される「緊急やむを得ない場合」の規定があり、具体的な要件、その場合の手続き及び具体的な拘束に関する記録の義務が定められています。

## **8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者及び職員がいつでも閲覧できるようにします。

## **9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

3の虐待防止のための職員研修に関する基本方針に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和4年4月1日